

○総務省令第八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十一日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(防災管理点検の特例)  第五十一条の十六 「略」</p> <p>2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。</p>	<p>(防災管理点検の特例)  第五十一条の十六 「同上」</p> <p>2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。この場合において、第四条の二の八第二項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十四号」と、同条第七項中「別記様式第一号の二の二の三」とあるのは「別記様式第十五号」と読み替えるものとする。</p>

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成(変更)届出書

年 月 日

消防長(消防署長) (市町村長) 殿	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災 管理者 住所 _____ 氏名 _____
別添のとおり、 <input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。	
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	
複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第1**1 ( ) 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
受 付 欄**2	経 過 欄**2

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 印のある欄については、該当の□印に○を付けること。
  - ※1欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
  - ※2欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成(変更)届出書

年 月 日

消防長(消防署長) (市町村長) 殿	<input checked="" type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災 管理者 住所 _____ 氏名 _____
別添のとおり、 <input checked="" type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。	
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第1 ( ) 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
  - ※印の欄は記入しないこと。





別記様式第1号の2の2の2の2 (第4条の2、第51条の11の3関係)

消防 管理者選任 (解任) 届出書

年 月 日

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿

管理者

住所

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

電話番号

下記のとおり、統括 消防 管理者を選任 (解任) したので届け出ます。

防火	統括	消防	管理者を選任 (解任) したので届け出ます。
建築物その他 の物件	種別	□ 甲種 □ 乙種	収容人員
用途	合別表第1	( ) 項	
名称	電話 ( )		
所在地			
氏名 (フリガナ)	住所	年 月 日	
選任年月日	□ 防火管理 (□ 甲種 □ 乙種)	□ 防火管理	
資格	講習機関	修了年月日	年 月 日
その他	□ 令第3条第1項第 ( ) 号 ( )	□ 令第47条第1項第 ( ) 号 ( )	□ 規則第51条の5第 ( ) 号 ( )
氏名	解任年月日	年 月 日	
氏名	解任理由		
その他必要事項			
受付欄	経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 3 統括防火・防災管理者の資格を証する書面を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の2の2 (第4条の2、第51条の11の3関係)

防火 管理者選任 (解任) 届出書

年 月 日

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿

届出者

住所

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

下記のとおり、統括 防火 管理者を選任 (解任) したので届け出ます。

防火	統括	防火	管理者を選任 (解任) したので届け出ます。
建築物その他 の物件	種別	□ 甲種 □ 乙種	収容人員
用途	合別表第1	( ) 項	
名称	電話 ( )		
所在地			
氏名 (フリガナ)	住所	年 月 日	日生
選任年月日	□ 甲種 □ 乙種	□ 防火管理に関する講習	
資格	講習機関	修了年月日	年 月 日
その他	□ 令第3条第1項第 ( ) 号 ( )	□ 令第47条第1項第 ( ) 号 ( )	□ 規則第51条の5第 ( ) 号 ( )
氏名	解任年月日	年 月 日	
氏名	解任理由		
その他必要事項			
※ 受付欄	※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。



別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8、第51条の16関係)

防火対象物 管理権原者変更届出書  
防災管理対象物

消防長 (消防署長) (市町村長) 職	年 月 日
変更前の管理権原者 住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 電話番号	
下記のとおり、 <input type="checkbox"/> 防火対象物 の管理権原者を変更したので届け出ます。 <input type="checkbox"/> 防災管理対象物	
記	
防火対象物 名称	所在地
又は 複数種原の場合に管理権原 に属する部分の名称	
防火管理対象物 用途 <sup>※1</sup>	令別表第1 <sup>※1</sup> ( )項
変更後の管理権原者 氏名 〔法人の場合は、名称〕 及び代表者氏名	住所
電話番号	
特例認定を受けた年月日	<input type="checkbox"/> 防火対象物 年 月 日 <input type="checkbox"/> 防災管理対象物 年 月 日
変更年 月 日	
その他の必要事項	
受付欄 <sup>※2</sup>	経過欄 <sup>※2</sup>

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A1とすること。  
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。  
 3 ※1欄は、複数種原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。  
 4 ※2欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係)

管理権原者変更届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 職	年 月 日
届出者 住所	
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 電話番号	
下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2の3第5項の規定 に基づき届け出ます。	
記	
防火対象物 名称	所在地
用途	令別表第一 ( )項
変更前の管理権原者 氏名	住所
電話番号	
変更後の管理権原者 氏名 電話番号	住所
防火対象物の特例認定を受けた年月日	年 月 日
変更年 月 日	年 月 日
その他の必要事項	
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3の3(第4条の2の15関係)

自衛消防組織設置(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿	管理権原者	年 月 日
	住所	
	氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
下記のとおり自衛消防組織を設置(変更)したので届け出ます。		
記		
防火対象物の所在地		
防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)		
防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)		
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)		
管理について権原が分かれている 場合の当該権原の範囲		
自衛消防組織の内部組織の編成		
自衛消防要員の配置		
総括管理者の氏名及び住所	氏名	
	住所	
自衛消防組織に備え付けられている資機材		
受 付 欄	経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 総括管理者の資格を証する書面を添付すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2の3の3(第4条の2の15関係)

自衛消防組織設置(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿	管理権原者	年 月 日
	住所	
	氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
下記のとおり自衛消防組織を設置(変更)したので届け出ます。		
防火対象物の所在地		
防火対象物の名称 (変更の場合は、変更後の名称)		
防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)		
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)		
管理について権原が分かれている 場合の当該権原の範囲		
自衛消防組織の内部組織の編成		
自衛消防要員の配置		
総括管理者の氏名及び住所	氏名	
	住所	
自衛消防組織に備え付けられている資機材		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿

届出者  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

下記のとおり、消防用設備等(特殊消防用設備等)を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。

記

設置者	住所	電話( )
氏名	氏名	
防対	所在地	
火名	名称	
象用	用途	造地上 階地下 階
構	造、規模	床面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>
物	消防用設備等(特殊消防用設備等)の種類	
工	種別	新設、増設、移設、取替え、改造、その他( )
施	工者	住所 _____ 電話( ) _____
住	住者	住所 _____
住	住者	住所 _____
氏	住者	住所 _____
氏	住者	住所 _____
事	消防設備士免状	種類等 交付知事 交付年月日 講習受講状況 甲種 種類 都道府県 交付番号 受講地 受講年月 乙種 種類 都道府県
完	成年月日	
受	受付欄	決裁欄
		備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。  
3 ※欄には、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿

届出者  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

下記のとおり、消防用設備等(特殊消防用設備等)を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。

記

設置者	住所	電話( )
氏名	氏名	
防対	所在地	
火名	名称	
象用	用途	造地上 階地下 階
構	造、規模	床面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>
物	消防用設備等(特殊消防用設備等)の種類	
工	種別	新設、増設、移設、取替え、改造、その他( )
施	工者	住所 _____ 電話( ) _____
住	住者	住所 _____
住	住者	住所 _____
住	住者	住所 _____
氏	住者	住所 _____
氏	住者	住所 _____
事	消防設備士免状	種類等 交付知事 交付年月日 講習受講状況 甲種 種類 都道府県 交付番号 受講地 受講年月 乙種 種類 都道府県
完	成年月日	
検	査希望年月日	
※	受付欄	※決裁欄
		※備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。  
3 ※欄には、記入しないこと。

別記様式第1号の7 (第33条の18関係)

工事整備対象設備等着工届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿

年 月 日

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

工事の場所	
工事を行う防火対象物の名称	
工事整備対象設備等の種類	
住所	電話番号 ( )
氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	
消防設備の種類等	種類等 甲種 乙種
工事の種別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他
着工予定日	完成予定日
受付欄	経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。  
3 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 表中の「」の記載は注記しめる。

別記様式第1号の7 (第33条の18関係)

工事整備対象設備等着工届出書

殿

年 月 日

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

工事の場所	
工事を行う防火対象物の名称	
工事整備対象設備等の種類	
住所	電話番号
氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	
消防設備の種類等	種類等 甲種 乙種
工事の種別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他
着工予定日	完成予定日
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。  
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第十四号及び別記様式第十五号を削る。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

〔一〇十九 略〕

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ）及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）

第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

〔一〇十二 略〕

十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

〔一〇三 略〕

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

〔イ〇ハ 略〕

二 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポスト

〔五〇八 略〕

九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

〔イ 略〕

ロ コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

(対象火気設備等の種類)

第三条 〔同上〕

〔一〇十九 同上〕

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

(火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造)

第十条 〔同上〕

〔一〇十二 同上〕

十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(その他の基準)

第十六条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

〔新設〕

〔五〇八 同上〕

九 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>ハ コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにすること。</p> <p>【二〇〇へ 略】</p> <p>ト 急速充電設備を手動で緊急に停止することができるとする装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができるとする箇所に設けること。</p> <p>チ 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止すること。</p> <p>リ コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>【ヌ・ル 略】</p> <p>十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>【イ〇ニ 略】</p> <p>十一 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p>	<p>ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。</p> <p>【二〇〇へ 同上】</p> <p>ト 急速充電設備を手動で緊急に停止させることができること。</p> <p>チ 自動車等の衝突を防止すること。</p> <p>リ コネクター（充電ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このリにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>【ヌ・ル 同上】</p> <p>十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>【イ〇ニ 同上】</p> <p>【新設】</p>
---------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

(消防法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 消防法施行規則第三条第一項、第三条の二第一項（同令第五十一条の九において準用する場合を含む。）、第四条第一項（同令第五十一条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項（同令第五十一条の十一の三において準用する場合を含む。）、第四条の二の八第二項及び第七項（同令第五十一条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の十五第二項、第三十一条の三第一項、第三十三条の十八並びに第五十一条の八第一項に規定する届出書の様式については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する

る基準を定める省令第三条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。